

令和 8 年度松江市道路インフラ包括的民間委託導入検討業務委託に係る

プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度松江市道路インフラ包括的民間委託導入検討業務委託

(2) 目的

本業務は、松江市が管理する道路施設の維持修繕業務のうち、「橋梁等の点検・設計・修繕業務」や、「道路パトロールなど日常維持管理業務」を、包括的に民間委託することについて、受注範囲、受注体制、業務仕様、導入効果などを検討し、最適な業務実施体制を構築することを目的とする。

道路維持修繕業務の包括民間委託は、全国的に導入事例が少なく、限られた期間において、松江市の現状に適した事業実施体制の立案や、事業者向けの市場調査を着実に実施する必要があるため、本業務の履行にあたっては、豊富な知識及び技術が求められることから、価格のみでなく実績、専門性、技術力、企画力及び創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、プロポーザル方式によって契約の相手方となる候補者を決定する。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月 26日までとする。

(4) 業務内容

別紙「令和 8 年度松江市道路インフラ包括的民間委託導入検討業務委託業務仕様書」のとおり。

2 提案上限額

16,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 松江市の令和 7・8 年度松江市測量・建設コンサルタント業務競争入札参加資格名簿の「土

木関係建設コンサルタント「0.都市計画及び地方計画」に登録されている者であること。

- (2) 単独企業による参加であること。
- (3) 松江市による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる企業でないこと。

5 スケジュール

件名	期限等
実施要領の公開・参加申し込み受付開始	令和8年6月22日(月)
質問書の提出期限	令和8年6月30日(火)17時必着
質問書に対する回答	令和8年7月6日(月)
参加申し込みの提出期限	令和8年7月10日(金)17時必着
参加資格審査の結果通知	令和8年7月21日(火)
企画提案書の提出期限	令和8年7月30日(木)17時必着
審査の実施(プレゼンテーション審査)	令和8年8月7日(金)※予定
審査結果の通知	令和8年8月21日(金)※予定
契約締結	令和8年9月上旬※予定
選定結果公表	契約締結後

6 質問書の提出

質疑がある場合は、質問書を提出すること。ただし、質疑は本実施要領に付随して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。なお、口頭による質疑は受け付けない。

- (1) 提出書類 質問書(様式1)(松江市ホームページ上で入手すること)
- (2) 提出期限 令和8年6月30日(火)17時必着
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出先 松江市都市整備部 建設総務課
メールアドレス kensetsu@city.matsue.lg.jp
- (5) 回答方法 受け付けた質問及び質問に対する回答は令和8年7月6日(月)に松江市ホームページ上で公表する。
- (6) その他 ①評価基準に関する質問は受け付けない。

- ②質問を行った者の名称は公表しない。また、電子メール以外によるものは対応しない。
- ③電子メールの通信事故については、市はいかなる責任も負わないこととする。

7 参加申込書兼誓約書等の提出

- (1) 提出書類
 - ①参加申込書兼誓約書(様式2)
 - ②会社概要書(様式3)
- (2) 提出期限 令和8年7月10日(金)17時必着
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出先 松江市都市整備部 建設総務課
- (5) 提出方法 持参又は郵送
- (6) 参加資格の審査 参加資格の審査を行い、令和8年7月21日(火)までに結果を通知する。
- (7) その他 提出期限までに提出が無い場合は、企画提案書を受け付けない。

8 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、期限までに下記の書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書
 - (ア) 仕様等 企画提案書はA4版(縦横問わず。必要に応じA3版三つ折の使用可)とする。行・文字・文字間隔・図表の使用・枠組み等の様式は自由とする。
 - (イ) 枚数 片面使用 15頁以内(A3版は2頁分とみなす)
 - (ウ) 提案内容 別紙「令和8年度松江市道路インフラ包括的民間委託導入検討業務委託業務仕様書」6.業務内容(1)~(5)のすべての項目に基づく内容および本項(7)特定テーマについても提案すること。なお、項目外の内容については、独自提案として記載を可能とする。
 - ② 業務実施体制(様式4)
 - ③ 実施工程表(各業務項目の工程上の関連性が確認できるもの)(様式は任意)
 - ④ 提案価格書(様式5)及び提案価格内訳書(様式は任意)
 - 提案価格書については、別紙「令和8年度松江市道路インフラ包括的民間委託導入検討業務委託業務仕様書」の内容により見積るものとし、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額を記載すること。提案価格の詳細は「提案価格内訳書」に記載すること。
 - ※提出様式は、松江市公式ホームページ上で入手すること。
- (2) 提出期限 令和8年7月30日(木)17時必着
- (3) 提出部数 (1) 提出書類①~④を紙印刷したものを7部及びPDFデータ(スキャンしたもの可。提出は、電子メール(ファイルサイズ20MBまで受信可)又はファイルを書き込んだDVD-RまたはCD-Rによる)

(4) 提出先 松江市都市整備部 建設総務課

(5) 提出方法 持参又は郵送

(6) その他

① 企画提案書は、1者1提案に限る。

② 提出後の追加又は修正等は認めない。

(7) 特定テーマについて

提案書の審査にあたり、仕様書の内容に基づく提案と併せて、以下のテーマについての記載を評価基準とする。

【特定テーマ：包括民間委託にあわせた人材育成、新技術の活用、DX 導入について】

道路インフラを持続的に維持管理していくためには、長期的に支える地域の建設業の人材確保・育成が不可欠であるため、包括民間委託の導入にあわせた人材育成の取り組みについて提案を行うこと。

また、限られた人材や予算の中で、新技術の活用や DX の導入による業務の効率化を図る必要があるため、包括民間委託の業務における新技術の活用や DX の導入について提案を行うこと。

9 審査方法

令和 8 年度松江市道路インフラ包括的民間委託導入検討業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という)により、審査項目に基づき審査を行う。審査委員会の各委員が、評価基準表に基づき書類審査、プレゼンテーション審査及び見積金額審査を行い、最終的に各委員の審査合計点を合算した総合計点が最も高い者を選定する。ただし、評価項目の合計点数の 60%を最低基準点とし、これを満たさない提案者は原則選定しないものとする。最も高い総合計点と同じ場合には、見積り金額の低い参加者を選定する。

プレゼンテーションは対面で行うが、質疑応答については、オンラインでの参加も可とする。この場合、提案者にて必要な環境を整えること。また、プレゼンテーション審査に出席しなかった参加者は失格とする。

プレゼンテーションに関する日時等詳細については、プロポーザル参加者に別途連絡する。

10 審査結果

(1) 通知方法 審査結果は、全ての参加者に電子メールで通知する。

(2) 通知時期 令和 8 年 8 月 21 日(金)を予定しているが、詳細は該当者に改めて通知する。

(3) その他 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

11 契約

(1) 契約交渉

- ① 審査委員会が選定した第一優先交渉権者と業務委託契約の契約交渉を行う。ただし、第一優先交渉権者との契約交渉が整わない場合、第二優先交渉権者と契約交渉を行う。
- ② 本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的に行うものであり、実際の契約においては、委託契約の締結に向けた仕様書などの詳細協議を行うものとする。
- ③ 優先交渉権者と協議し、仕様書等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、別紙「令和 8 年度松江市道路インフラ包括的民間委託導入検討業務委託業務仕様書」及び優先交渉権者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と優先交渉権者との協議・調整の上内容を決定する。

(2) 契約 契約の締結は令和 8 年 9 月上旬を予定している。

(3) 契約金額 委託契約候補者から改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) その他 その他の契約条項は、委託契約候補者との協議事項とする。

12 選定結果公表

本業務契約後、プロポーザルの選定結果を公表する。公表する内容は、選定委員名簿・審査基準・プロポーザル参加者名・審査結果とする。(ただし、審査結果については参加者名を表記しない) 公表は、松江市公式ホームページ上で行う。

13 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出等、本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、書類提出後の追加又は修正等は認めない。
- (3) 提出された書類に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。また、審査の公平性を害する行為を行った参加者は失格とする。
- (4) 提出された書類は、委託契約候補者選定に必要な範囲において複製することがある。
- (5) 提出された書類は、委託契約候補者選定のためにのみ使用し、提出者に無断で他の目的には使用しない。
- (6) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (7) 参加申込書兼誓約書提出後に辞退する場合は、参加辞退届(様式6)にて松江市都市整備部建設総務課まで申し出ること。
- (8) 電子メール等の通信事故については、松江市はいかなる責任も負わない。
- (9) 次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
 - ア 実施要領に示した参加する資格のない者が提案した企画提案
 - イ 提出方法、提出先及び提出期限に従わず提出した企画提案
 - ウ 「参加申込書兼誓約書」に記載された者以外の者が行った企画提案

エ 提案上限額を超えたもの

オ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている企画提案

カ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

14 問い合わせ先・書類提出先

担当部署 松江市役所 都市整備部 建設総務課 計画調整係

担当者

所在地 〒690-8540 松江市末次町 86 番地

電話 0852-55-5397

電子メールアドレス kensetsu@city.matsue.lg.jp

評価基準表

審査における審査項目、評価基準及び配点は以下の表のとおりとする。

【選定委員1人当たり】

審査項目		評価基準	配点※ 	
企画提案書・業務実施体制・実施工程表	業務理解度	松江市の現状・課題に対する理解	本市の道路インフラの総量、長寿命化計画の内容、本市内の事業者の数などを理解・把握し、課題を的確に捉えているか。	10点
		地域インフラ群再生戦略マネジメントの取り組みに対する理解	国土交通省が進める地域インフラ群再生戦略マネジメントに関する内容や、他自治体の取り組み事例を理解・把握し、本市が導入するまでの課題や整理すべき事項を的確に捉えているか。	10点
	企画提案力	事業内容の検討に係る提案	本市の現状と課題、他自治体の取り組み事例などを踏まえて、導入の実現性が高い具体的かつ有効な検討内容の提案がされているか。	25点
		市場調査の実施に係る提案	包括民間委託に対する事業者の意見を、限られた業務期間内で、効率的かつ的確に把握するための調査実施内容の提案がされているか。	20点
		特定テーマに関する提案	特定テーマに対する課題設定、現状分析に基づいた提案がなされているか。	20点
	信頼性	業務実施工程	作業工程が具体的で、実現可能なスケジュールが組まれているか。	5点
		業務実施体制	担当者の人数、配置状況から打合せや問合せに迅速に対応でき、業務工程に沿った業務遂行が可能な体制が確保されているか。	5点
	見積額		提案上限額に対する見積金額比により採点する。	5点 ※2
審査合計点			100点	

※1 評価目安

	特に優れている	優れている	標準	劣っている	全般的確でない
5点の場合	5	4	3	2	1
10点の場合	10~9	8~7	6~5	4~3	2~1
20点の場合	20~17	16~13	12~9	8~5	4~1
25点の場合	25~21	20~16	15~11	10~6	5~1

※2 評価目安(見積額のみ)

提案上限額に 対する割合 ※小数点以下切捨て	79%以下	80~84%	85~89%	90~94%	95~99%	100%
配点	5	4	3	2	1	0